

## 洞爺湖町行財政改革審議会条例

(設置)

第1条 洞爺湖町(以下「町」という。)の行財政改革に関し必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、洞爺湖町行財政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の行財政改革の推進に関する事項について必要な調査及び審議を行い、町長に答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体に属する者
- (2) 町政について優れた見識を有する者
- (3) 公募による町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力要請)

第7条 審議会は、審議事項に応じて必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画防災課行財政改革推進室において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 会議の招集に関する経過措置 )

- 2 この条例の施行の日後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず町長が招集する。